

■ ■ 施策5 包括的な支援体制の構築（坂出市重層的支援体制整備事業実施計画） ■ ■

これまでの社会保障制度は、高齢者福祉、障がい者福祉、児童福祉、生活困窮など分野・属性別に制度を発展させ、専門的な支援を充実させてきました。しかし、近年は、一つの世帯に複数の課題が存在しているために、各分野別の制度では対応しきれないケース（8050 問題・ひきこもり・介護と育児のダブルケア・ヤングケアラーなど）が発生しており、必要な支援が十分に届いていない現状があります。

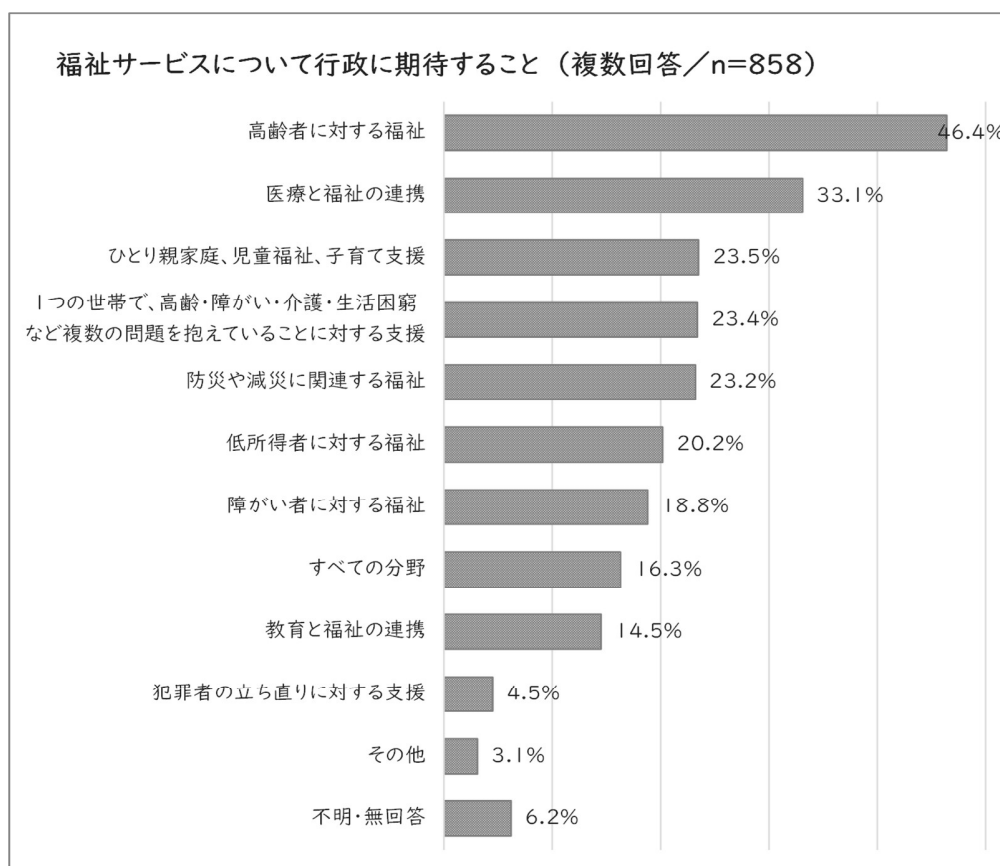
このような状況から、「地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律」が令和2年6月12日に公布され、地域生活課題の解決に資する支援を包括的に行う「重層的支援体制整備事業」が令和3年4月1日に施行されました。

本市では、重層的支援体制整備事業に取り組むことで、複雑化・複合化した課題や制度の狭間にある課題等を有する人及びその世帯に対して、支援関係機関等との連携を強化し、地域社会に参加しながら暮らし続けていけるよう、切れ目のない包括的な支援体制を実現します。

（1）現状

ア. 市民アンケート調査より

福祉サービスについて、行政（国、県、市）に期待することは、「高齢者に対する福祉」46.4%が最も高く、次いで「医療と福祉の連携」33.1%、「ひとり親家庭、児童福祉、子育て支援」23.5%となっています。そして、「1つの世帯で、高齢・障がい・介護・生活困窮など複数の課題を抱えていることに対する支援」が、23.4%と非常に高くなっており、重層的な支援体制の充実が求められています。



イ. 関係団体ヒアリングより

- ・地域課題が多様化・複雑化し、対応が困難になってきている。
- ・今後の生活について相談することを促すようなサポート体制の充実が必要。
- ・さらなるネットワークづくりの重要性を感じる。
- ・他の分野と連携が取れる体制づくりや、社協も含めた役割分担の明確化が必要。

(2) 今後の取組

ア. 自助（一人ひとりができること）

- 民生児童委員をはじめとした、地域で身近に相談できる人や相談窓口を把握しましょう。
- 困った時は一人で悩まず、地域福祉に携わる様々な人たちに、相談することを心がけましょう。

イ. 互助（地域のみんがができること）

- 住み慣れた地域で、地域住民が自立した生活を送ることができるようお互いに協力しましょう。
- どこに相談しても必要な支援機関につながるように、地域で相談機関を把握しておきましょう。

ウ. 公助（行政等が取り組むこと）

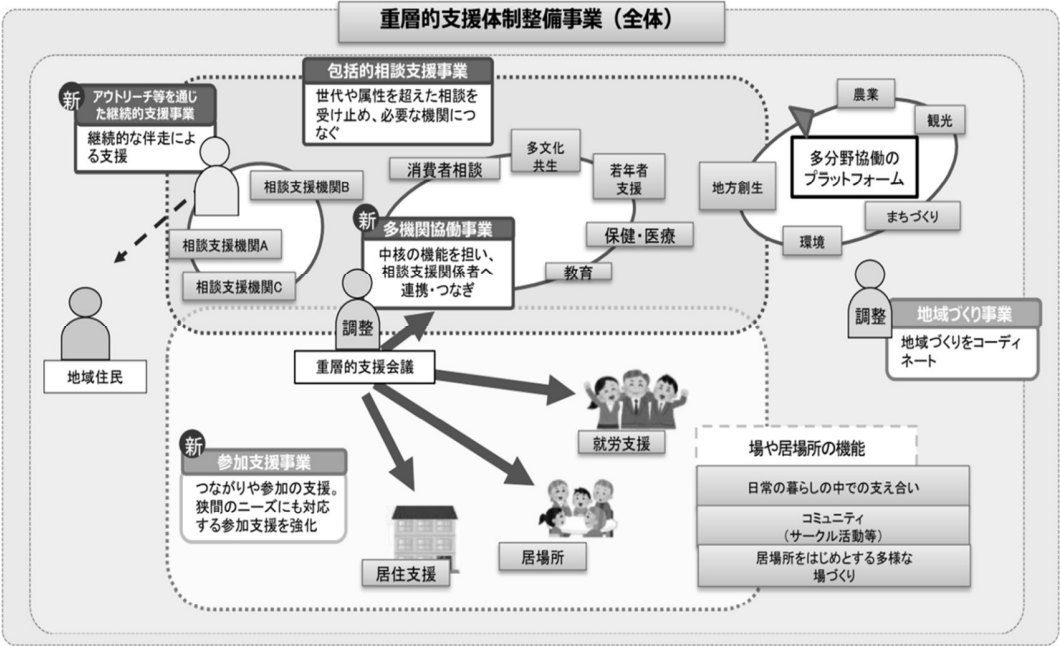
① あらゆる相談に対応できる相談体制の構築

- 住み慣れた地域で、住民が自立した生活を送ることができるよう、また、困ったときにすぐ相談ができるよう、関係機関等と連携し総合的な相談体制づくりを推進します。
- 重層的支援体制整備事業の取組として、複雑化・複合化した課題へ対応するため、既存の各福祉分野における相談窓口の連携による包括的支援体制の強化に努めます。
(54 ページ参照)
- 重層的支援体制整備事業の取組として、制度の狭間などで支援が届いていない人に支援を届けるため、関係構築に向けた継続的な働きかけや、地域からの情報収集を行います。

② 切れ目のない協働支援体制の充実

- 身近な相談機関として、地域包括支援センターや子育て支援センター等の利用促進を図ります。
- 重層的支援体制整備事業の取組として、複合化・複雑化した支援ニーズを有し、課題の解きほぐしが求められる事例に対して支援を行います。支援関係機関の抱える課題の把握や、各支援関係機関の役割分担、支援の方向性の整理を行い、関係機関と連携して支援していきます。
- 対象者と社会資源とのつながりを作り、つながりを維持するための支援を行います。

重層的支援体制整備事業(資料)



重層的支援体制整備事業の実施体制

① 包括的相談支援事業（社会福祉法第106条の4第2項第1号）

本市における相談支援体制は、高齢者、障がい者、子ども、生活困窮者等、分野ごとに対応してきましたが、8050問題やダブルケア、ヤングケアラー、ひきこもりなど、制度の狭間となるような対応の難しい課題も増加傾向にあります。このような現状を踏まえ、複雑化・複合化した課題へ対応するため、既存の各福祉分野における相談窓口の連携による包括的支援体制の強化に努めます。

設置形態：基本型（既存の体制を活用）

事業	実施機関	設置数	主な支援対象者
地域包括支援センターの運営	地域包括支援センター	1	高齢者や家族等から介護等高齢者にかかわる困りごとの相談を受け包括的な支援を行います。
障がい者相談支援事業	障がい者相談支援センター	10	障がい者や家族の生活を支援するため、福祉サービス利用の際の相談や、情報提供、助言を行います。
利用者支援事業	子育て支援センター	1	妊娠・出産・子育てに関する相談や情報提供、イベント、講座などを通して子育て家庭を支援します。
	こども家庭センター	1	妊娠・出産・子育てに関する相談や情報提供のほか、子どもの発達状態、児童虐待や貧困、ヤングケアラー等に関する支援を行います。
生活困窮者自立支援事業	ふくし課	1	生活・住まい・仕事等で悩みを抱えている方に対して、自立に向けた支援を行います。
	坂出市社会福祉協議会	1	

※設置数は令和7年4月予定

② 地域づくり事業（社会福祉法第106条の4第2項第3号）

各事業の対象者の居場所を確保したうえで、世代や属性を超えて交流できる場や居場所の整備を行います。

設置形態：基本型（既存の体制を活用）

事業	実施機関	設置数	主な支援対象者
地域介護予防活動支援事業	地域包括支援センター	1	高齢者

誰でも一緒に参加することのできる介護予防活動の地域展開をめざして、市町村が介護予防に資すると判断する住民主体の通いの場等の活動を地域の実情に応じて効果的かつ効率的に支援します。

事業	実施機関	設置数	主な支援対象者
生活支援体制整備事業	坂出市社会福祉協議会	1	高齢者
	地域包括支援センター	1	

医療、介護のサービス提供のみならず、地域住民に身近な存在である市町村が中心となって、公私の社会資源（NPO、企業、協同組合、ボランティア、社会福祉法人、社会福祉協議会、地縁組織、介護サービス事業者、シルバー人材センター、老人クラブ、商工会、民生児童委員等）と連携しながら、日常生活上の支援体制の充実・強化及び高齢者の社会参加の推進を一体的に図ります。

事業	実施機関	設置数	主な支援対象者
地域活動支援センター事業	地域活動支援センター	7	障がい者

地域で生活している障がい者の地域生活を支援するため、創作や作業、地域社会との交流促進などの機会や場所を提供します。

事業	実施機関	設置数	主な支援対象者
地域子育て支援拠点事業	子育て支援センター	1	妊産婦 未就学児 子育て世帯
	地域子育て支援拠点	3	

子育て支援センター等の地域の身近な場所で、乳幼児のいる子育て中の親子の交流や妊産婦・育児相談、情報提供等を実施します。

事業	実施機関	設置数	主な支援対象者
生活困窮者等のための地域づくり事業	坂出市地区社協	12	市民全般

地域の住民同士がつながり、助け合える地域にするため、仲間づくり活動、居場所づくり活動、世代交流活動等を実施します。

③ 多機関協働事業（社会福祉法第 106 条の 4 第 2 項第 5 号）

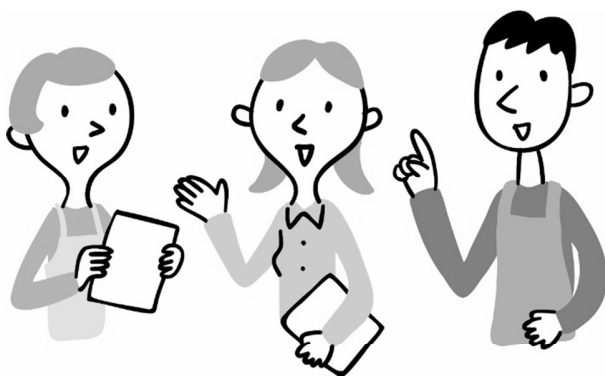
複合化・複雑化した支援ニーズを有し、課題の解きほぐしが求められる事例に対して支援を行います。支援関係機関の抱える課題の把握や、各支援関係機関の役割分担、支援の方向性の整理といった事例全体の調整機能の役割を担います。

④ アウトリーチ等を通じた継続的支援事業（社会福祉法第 106 条の 4 第 2 項第 4 号）

制度の狭間などで支援が届いていない人に支援を届けるため、関係構築に向けた継続的な働きかけや、地域からの情報収集を行います。

⑤ 参加支援事業（法第 106 条の 4 第 2 項第 2 号）

対象者と社会資源とのつながりを作り、つながりを維持するための支援を行います。



○支援会議・重層的支援会議と連携について

本市における相談支援体制は、既存の各相談窓口の形態や従来の機能は変更せず、各支援機関の連携を強化することで複合的・複雑的な課題に対応できる体制をつくります。対応が困難なケースについては、支援会議または重層的支援会議を開催します。

○支援関係機関間の連携体制の構築

各課や各相談機関では対応が難しい複合化・複雑化したケースを、適切につなぐための連絡票を整備し、断らない相談支援を行うように努めます。

また、福祉分野に関わる相談機関や社会資源の活用にとどまらず、就労、教育、健康づくり、住まいなど様々な分野との連携を強化します。

・支援会議

複合化・複雑化した支援ニーズを有し、課題の解きほぐしが必要なケースや、支援が必要であるにもかかわらず支援体制が整わないケース等について、早期の支援体制の検討等を行う会議です。

会議の出席者に守秘義務を設けることにより、地域において関係機関等がそれぞれ把握していながらも支援が届いていない個々の事例の情報共有を可能にし、地域における必要な支援体制の検討を円滑にするものです。

・重層的支援会議

複合化・複雑化した支援ニーズを有し、本人から同意を得られているケースについて、個別支援計画の策定や、支援の終結・中断等について協議・決定を行う会議です。

この会議は、支援が適切かつ円滑に実施されるために開催されるものであり、①プランの適正性の協議、②プラン終結時の評価、③社会資源の充足状況の把握と不足する資源の開発に向けた検討の3つの役割を果たすことが求められます。

ケースの内容によって出席者を決定し、随時開催とします。既存の会議体（生活困窮者自立支援法に基づく支援調整会議、介護保険法に基づく地域ケア会議、障害者総合支援法に基づく自立支援協議会等）と参加者が大きく変わらない場合は、重層的支援会議と組み合わせて開催し、効率的・効果的に実施します。